

生駒市訓令甲第6号

生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月29日

生駒市長 山下 真

生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令

生駒市文書取扱規程（平成9年12月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条、第11条、第19条関係）

起 案 用 紙

保存期間					<input type="checkbox"/> 20年	<input type="checkbox"/> 10年	<input type="checkbox"/> 5年	<input type="checkbox"/> 3年	<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 常用
文書分類	大分類	中分類	小分類	フォルダー名称						
年 月 日起案		年 月 日決裁			年 月 日施行					
市長・専決権者	副市長	部長	次長	課長・主幹・課長補佐・施設長						
合議				係長・主査						
				課員						
あて先										
発信者名				起案者						
施行・取扱上の注意				氏名						
				公	審査					
				印	整理番号					
件名										
このことについて、										

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。